長野県JAバンクからのお知らせ

令和4年6月27日

特殊詐欺等被害拡大防止に向けたATM取引制限の見直しについて

長野県 J Aバンク(県下 J Aおよび長野県信連)では、特殊詐欺の未然防止に向けた取組みとして、平成 30 年 4 月より、一部のお客さまを対象にA T Mにおけるお取引(出金、振込、振替)の制限を実施しております。

昨今、全国的に犯罪グループの手口も巧妙化し被害が多発している状況にある中、長野県警察からの被害防止に向けた取組み要請を踏まえ、更なる被害拡大防止のために、ATMにおける新たな取引制限の追加を行うことといたしました。対象となるお客さまにはご不便をおかけいたしますが、「お客さまの大切な貯金をお守りするため」の取組みですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し

記

1. 取引制限内容

上げます。

(1) これまでの取引制限

対象年齢	お取引状況	制限内容 (ATMによる1日 あたりのご利用限 度額)	適用開始日
70 歳以上	過去3年間取引のない口座	出金(振込、振替 を含む)限度額 O円	平成 30 年 4 月 27 日 (金)

(2) 新たに追加する取引制限

対象年齢	お取引状況	制限内容 (ATMによる1日 あたりのご利用限 度額)	適用開始日
70歳以上	①過去 2 年間 A T M で 1 日 あたり 30 万円以上の出金 (振替、振込を含む)をし ていない口座	<u>出金(振込、振替</u> <u>を含む)限度額</u> <u>30万円</u>	令和 4 年 8 月 26 日 (金)*
	②過去 2 年間ATMでキャ ッシュカードを利用した 振込をしていない口座	ATM 振込限度 額 <u>O円</u>	令和 4 年 8 月 26 日 (金)*

※長野県信連のお客様は令和4年8月27日(土)より適用されます。

2 その他

対象となるお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、お取引のあるJA金融窓口までお申し出ください。